

取扱説明書

《特記事項》

(1) およそ週1回、1～3時間ほど月極区画の隣に作業車両が駐車します。
よって、その際は場内で後ろ向きに駐車し直す（切り返す）ことができなくなります。予めご了承ください。

《注意事項》

■初回の入庫についてご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

■入出庫可能時間

(平日) 6:00から23:30迄

(土日祝日) 7:30から22:30迄

※上記時間帯以外は、出入り口はシャッターにて封鎖されます

《甲の免責》

- 1 本駐車場の利用中、ご契約者およびご契約車両その他に如何なる損害が生じても、一切その責任を負いません。但し、故意または重過失によるときはこの限りではありません。
- 2 駐車スペースもしくはこれに至る経路に他の自動車が、無断もしくは違反駐車したため、利用が妨げられた場合においても、何等の補償、損害賠償等は請求できないものとする。
- 3 本駐車場や駐車場出入口に積雪がある場合でも、原則として除雪作業はおこないません。また、積雪により利用が妨げられたとしても一切その責任を負いません。
- 4 本駐車場に付属する設備機械の故障、停電、保守点検作業若しくは修理作業又は本駐車場の入出庫口における駐車車両、出入路に係る道路工事若しくは道路規制等により、乙自動車の入出庫が行えなかったことによる損害について、甲はその責めを負いません。
- 5 甲は、設備の機械故障、他利用者による過失等による入出庫の不能が生じた場合、復旧までの間、代車及びその他代替交通費、代替駐車場料金、営業保証等についての損害に対し責を負わないものとする。

《禁止行為》乙は次の各号に定める行為をしてはなりません。

- (1) 駐車スペースに、乙自動車以外の車輛を駐車させることおよび乙自動車を本駐車場の駐車スペース以外に駐車させること。但し予め甲の承認を得た場合にはこの限りではありません。また、甲に対し承認を得るための届出を怠った場合には、無権限の自動車として取り扱われても乙は何等の異議申し立てが出来ないものとする。
- (2) 本駐車場を本契約の目的以外の目的で利用すること。
- (3) 本駐車場に仮設か否かを問わず工作物を設置すること。
- (4) 本駐車場に備品・物品等(タイヤ・工具類など)を放置すること。
- (5) 本駐車場にバイク、自転車を駐輪・放置すること(ただし駐輪場の契約は除く)。
- (6) 本駐車場に可燃物・引火物・爆発物等その他危険物を持ち込むこと。
- (7) 本駐車場内に大型自動車等の重車輛を乗り入れること。
- (8) 本駐車場内に吸殻・ゴミ等を投棄すること。
- (9) 本駐車場で、不必要なアイドリング・騒音の撒き散らし等により近隣居住者等に迷惑となる行為を行うこと。
- (10) 本駐車場の原状を変更すること、又は工作物の構築若しくは設置をすること。
- (11) 本駐車場に契約者以外の自動車を駐車させること。また、ナンバープレートが外された車両や車検切れ車両等は駐車できません。
- (12) 他の本駐車場利用者に対し迷惑となる行為。その他、本駐車場に損害を及ぼす一切の行為。
- (13) 損害賠償の備えに足りると認められる自動車保険(任意保険)に加入していない状態となること。
- (14) ビル館内のなかに無断で立ち入ること。
- (15) 本駐車場の使用权の一部若しくは全部を他に譲渡し、担保の用に供すること。

《遵守事項》乙は本駐車場の使用にあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

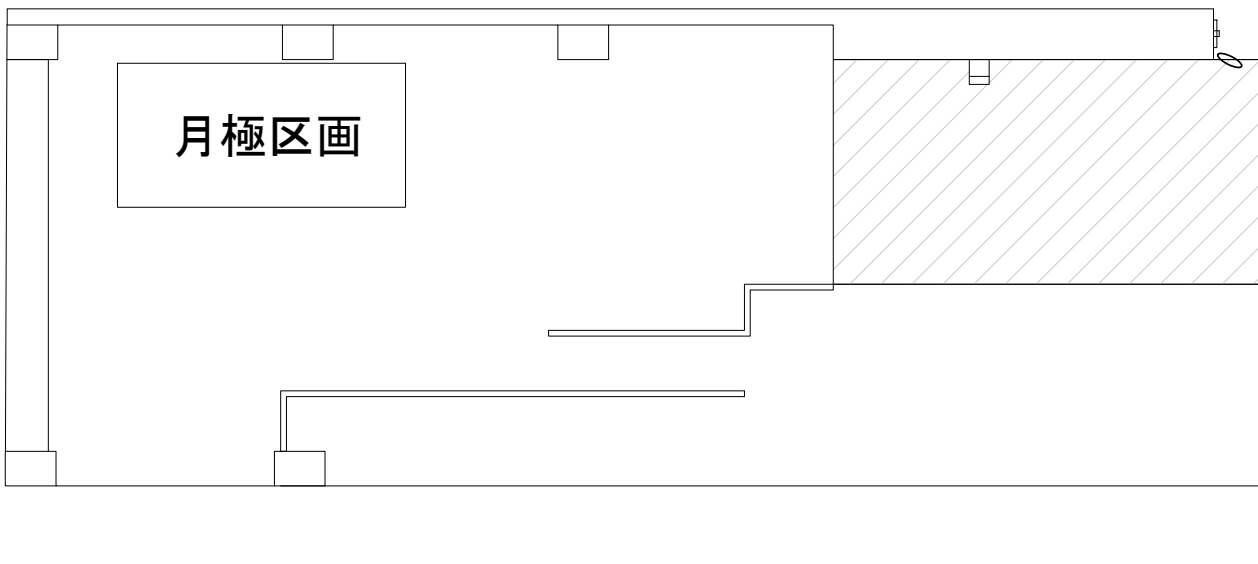
- (1) 車両駐車時において車両が固定される状態(エンジン停止、ギア位置はAT車にあってはパーキング位置、MT車にあってはバックギア又はローギア位置とし、サイドブレーキを適格にかけ、トランク(ハッチ)を含む全ドアを完全に施錠した状態)とし、駐車車両から離れる場合においてはその状態であることを点検確認すること。
- (2) 本駐車場の設備若しくは他の駐車車両に損傷若しくは汚損を与えた場合又は本駐車場内において人身事故を起こした場合には、速やかに甲に連絡すること。
- (3) 本駐車場内において車両の洗浄洗車をしないこと。
- (4) 駐車車両内で仮眠、宿泊等しないこと。

- (5) 本駐車場内における運転は徐行（時速 8km/h を超えない速度）とするなど安全第一とすること。

《使用停止》

- (1) 甲は、本駐車場の使用に際し突発的な停電、集中豪雨等による水害、本駐車場の故障、本駐車場のメンテナンス、その他本駐車場の利用ができないと判断した場合、予め乙に連絡のうえ本駐車場の利用を停止することができるものとする。但し、非常の場合または甲の定休日、営業時間外等、甲が予めこの旨を通知連絡できないときは事後速やかに乙に報告するものとする。
- (2) 乙は、甲が本駐車場の運営休業日を定めた場合において、入出庫ができない状態になることを同意し、異議を申し立てないものとする。
- (3) 甲は、第 1 項及び第 2 項に定める本駐車場の使用停止により乙の被った損害等については賠償の責を負わず、乙は甲に対して金銭その他一切の請求はできないものとする。

以上



歩道

明治通り